

# とちぎのヘルシーグルメ推進店登録制度実施要領

## 1 趣旨

食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加をはじめとする県民の食生活の改善を促進するため、栄養成分表示をはじめとして、県民の健康づくりに配慮した食事を提供する飲食店等を「とちぎのヘルシーグルメ推進店」（以下「推進店」という。）として登録・公表することにより、塩分が少なく栄養バランスのとれた食事がとれる環境を整備するとともに県民の推進店の利用促進を図り、健康長寿とちぎづくりの推進に資する。

## 2 実施主体

栃木県

## 3 対象店舗等

「健康長寿とちぎづくり県民運動に賛同し、健康に配慮した食事を提供する」ことに同意する次の対象店舗等が、4に定める項目を1項目以上実施する場合、推進店として登録し、公表することができるものとする。

- (1) 飲食店
- (2) 給食施設（事業所）
- (3) 宿泊施設（旅館・ホテル等）
- (4) スーパーマーケット、コンビニエンスストア、弁当・総菜販売（仕出し、宅配等を含む。）
- (5) ファーストフード店
- (6) その他栃木県保健福祉部健康増進課長（以下「健康増進課長」という。）が認める者

## 4 取組内容

対象店舗等が取り組む内容は次のとおりとする。

### (1) 栄養成分表示

店舗等で提供する一人1食分に相当する分量の料理のうち、2品目以上（ただし、惣菜等単品料理の場合は5品目以上）について、店舗（施設）が独自に栄養価を計算し、メニュー表又はラベル（以下「メニュー表等」という。）に、栄養成分の表示を行う。

ただし、提供する料理が上記品目数未満の場合は、全ての料理に表示することとする。

表示する栄養成分等については別紙「取組内容の基準」（以下「別紙」という。）「1 栄養成分表示」のとおりとする。

### (2) 野菜たっぷりメニューの提供

別紙「2 野菜たっぷりメニュー」に定める基準を満たしている料理（以下「野菜たっぷりメニュー」という。）を1品目以上提供する。

当該料理については、メニュー表等に野菜たっぷりメニューである旨を表示することとする。

当該料理が弁当の場合は、「野菜たっぷり弁当」として提供する。

### (3) ヘルシーメニューの提供

別紙「3 ヘルシーメニュー」に定める基準を満たしている料理（以下「ヘルシーメニュー」という。）を1品目以上提供する。

当該料理については、メニュー表等にヘルシーメニューである旨を表示することとする。

当該料理が弁当の場合は、「とちぎヘルシー弁当」として提供する。

#### (4) 栄養情報提供・ヘルシーオーダー対応

飲食店等において、料理の注文時に別紙「4 栄養情報提供・ヘルシーオーダー対応」に定める健康に配慮したサービスの提供のうち、「栄養情報提供」を含む3区分以上においてそれぞれ1つ以上の取組を行う。

ただし、(1)、(2)、(3)のいずれかを登録済又は併せて登録する場合は、本項目における「栄養情報提供」に取り組んでいるものとみなす。

### 5 登録の申請等

- (1) 推進店の登録を希望する者は、登録申請書（別記様式第1号）に取組状況報告書（別記様式第2号）を付して店舗等の所在する市町を管轄する広域健康福祉センター所長に提出することとする。ただし、店舗等を宇都宮市のみに置く場合又は複数の店舗等を異なる広域健康福祉センター管内に置く者がこれを一括して登録することを希望する場合は、健康増進課長に提出することとする。
- (2) 推進店が登録内容の変更をする場合は、登録事項変更届（別記様式第3号）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は(1)と同様とする。）宛て提出することとする。
- (3) 推進店が登録を辞退する場合は、登録辞退届（別記様式第4号）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は(1)と同様とする。）に提出することとする。

### 6 審査及び登録

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、5の(1)に基づく申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認められるものについて推進店の登録をすることとする。  
5の(2)の届出についても、これに準じて行うこととする。
- (2) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、(1)の登録に基づき、別紙「5 推進店の表示ステッカー」に定めるステッカーを交付することとする。  
「野菜たっぷり弁当」又は「ヘルシー弁当」の基準を満たした弁当には、当該弁当への専用ロゴの使用を認めることとする。
- (3) 推進店は、店頭又は店の見やすい場所にステッカーを表示し、推進店である旨及びその取組内容等明示することとする。

### 7 更新

- (1) 登録の有効期間は、登録の日から2年を経過した後の3月31日までとする。登録の更新は、更新申請書（別記様式5号）に取組状況報告書（別記様式2号）を付して健康増進課長又は広域健康福祉センター所長）宛て提出することとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は必要に応じ、推進店の状況を確認することができる。

### 8 登録の取消し

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、推進店が登録を辞退した場合、本要領に定める活動を行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他推進店として適当でないと認められる場合は、登録を取り消すことができる。
- (2) 健康増進課長又は広域福祉センター所長は、登録を取り消した場合は、推進店へ通知することとする。

(3) 登録が取消しとなった推進店は、直ちにステッカーの掲示を中止することとする。

## 9 県による支援

健康増進課又は推進店の住所地を管轄する広域健康福祉センターは、推進店の登録等に関する相談に応じるとともに、必要な指導・助言を行うこととする。

## 10 県民に対する情報提供

- (1) 健康増進課は県内の推進店について、健康増進課が運営するホームページ上で周知を図るとともに、県の広報媒体等を活用し、広く県民に情報提供することとする。
- (2) 広域健康福祉センターは、管内の推進店について、同センターが管理する県ホームページに情報を掲載するとともに、管内市町の広報媒体等を活用し、管内県民に情報提供することとする。

## 11 台帳整理と報告

- (1) 広域健康福祉センターは、推進店の登録情報を台帳により管理することとする。
- (2) 台帳は、登録等の都度、速やかに更新し、翌月 10 日までに健康増進課宛て報告することとする。

## 12 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等

- (1) 推進店は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録を行う。
- (2) 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等に関することについては、健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約及び健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録要領の定めるところによる。

### 附則

この要領は、平成 27 年 11 月 2 日から適用する。

とちぎ健康 21 協力店登録要領は、平成 28 年 10 月 31 日をもって廃止する。ただし、同要領 5 の(1)に規定する新規の登録は、平成 27 年 11 月 1 日をもって、停止することとする。

### 附則

この要領は、平成30(2018)年 4 月 1 日から適用する。

### 附則

この要領は、平成30(2018)年 6 月 28 日から適用する。

### 附則

この要領は、令和元(2019)年 9 月 13 日から適用する。

## 別紙

とちぎのヘルシーグルメ推進店登録制度実施要領「4 取組内容」の各項目に規定する取組内容の基準は、それぞれ次のとおりとする。

### 1 栄養成分表示の実施

[表示する項目]

栄養成分表示5項目（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）

※なお、その他の栄養成分について表示することを妨げない。

[登録に要する添付書類]

- (1) 栄養成分算定結果資料（材料及び分量記載）
- (2) 栄養成分表示を実施していることが確認できる資料（栄養成分表示の一例(写し)）

### 2 野菜たっぷりメニューの提供

[野菜たっぷりメニューの基準]

区分	野菜たっぷりメニューの基準
■野菜たっぷりメニュー ■野菜たっぷり弁当	<ul style="list-style-type: none"><li>・主食、主菜、副菜を組み合わせている。</li><li>・主食、主菜については食事バランスガイドに示す1～3SV程度の量を目安とする。</li><li>・野菜 180g以上（一日の目安量の半分以上） ※緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜（いも類、きのこ類、海藻類を含む。） ※野菜をサラダバーで提供する場合も登録可とする。 ※野菜たっぷり弁当は、容器の関係等により150g以上の提供でも登録可とする。 ※漬物・佃煮等、塩分の多いものは野菜に含めない。</li></ul>

[表示する項目]

- (1) 野菜の量（主食、主菜のSV）
- (2) 180g以上の野菜の盛り付け実例または写真（サラダバーのみ）

※なお、その他の栄養成分について表示することを妨げない。

[登録に要する添付書類]

- (1) 材料表、主食、主菜のSVがわかる資料（材料及び分量が栄養成分算定結果等の資料に記載されている場合は、省略可）
- (2) 野菜たっぷりメニューの提供を実施していることが確認できる資料（野菜たっぷりメニューである旨の表示の一例（写し）、野菜量表示の一例（写し））
- (3) 180g以上の野菜の盛り付け実例または写真を提示していることが確認できる資料（サラダバーのみ）

### 3 ヘルシーメニューの提供

[ヘルシーメニューの基準]

区分	条件
■ヘルシーメニュー	・主食、主菜、副菜を組み合わせている。

■とちぎヘルシー弁当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分表示 5項目（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）</li> <li>※なお、その他の栄養成分について表示することを妨げない。</li> <li>・エネルギー 650kcal未満</li> <li>・野菜 120g以上</li> <li>※緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜（いも類、きのこ類、海藻類を含む。）</li> <li>・食塩相当量 3g未満</li> </ul>
------------	--

[表示する項目]

栄養成分表示5項目

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量、野菜の量

※なお、その他の栄養成分について表示することを妨げない。

[登録に要する添付書類]

(1) 栄養成分算定結果資料

(2) 材料表（材料及び分量が栄養成分算定結果資料に記載されている場合は、省略可）

(3) ヘルシーメニューの提供及び栄養成分表示を実施していることが確認できる資料（ヘルシーメニューである旨の表示の一例(写し)、栄養成分表示の一例(写し)）

#### 4 栄養情報提供・ヘルシーオーダーへの対応

[健康に配慮したサービス・ヘルシーオーダー対応の要件]

		区 分	取 組
必 須	A	栄養情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー、塩分等の栄養素を1つ以上表示する。</li> <li>・食事バランスガイドのコマを表示する。</li> <li>・ご飯等の重量(エネルギー)と野菜の重量を表示する。</li> </ul>
2 区 分 以 上 を 実 施	B	エネルギー 控えめオーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごはん・めん等、主食の量などを少なめに調整できる。</li> <li>・おかずの小盛り・ハーフサイズ等のメニュー設定ができる。</li> <li>・エネルギーの多い付け合わせ等を他の料理に変更できる。</li> </ul>
	C	塩分控えめ オーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・味付けをうす味に調整できる。</li> <li>・しょうゆ、ソース、ドレッシング等をかけないで別添えできる。</li> <li>・塩分の多い小鉢や漬物等を、野菜や果物等に変更できる。</li> <li>・減塩の調味料（減塩醤油、減塩みそ等）が使用できる。</li> </ul>
	D	脂肪控えめ オーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンオイルドレッシング等を選択できる。</li> <li>・油の多いソース、調味料等は、別添にできる。</li> <li>・肉の脂身を切り取って調理できる。（脂身の少ない部位に変更等）</li> <li>・揚げ物の衣を薄くする、揚げない調理に変更できる。</li> </ul>

[表示する項目]

(1) 栄養情報提供内容（1, 2, 3の取組の中で既に表示されている場合は、省略可）

(2) ヘルシーオーダーの区分及び取組

[登録に要する添付書類]

(1) 栄養情報提供を実施していることが確認出来る資料

(2) ヘルシーオーダーへの対応を実施していることを確認出来る資料及びヘルシーオーダーへの対応区分項目の表示び一例（写し）

## 5 推進店の表示ステッカー

- (1) 登録区分に基づき配布されたステッカーを店頭又は店内の見やすい場所に表示し、利用者に対する推進店のPRに努める。
- (2) 登録区分の変更又は廃止時には、速やかに掲示を変更又は中止する。



種別ステッカー

	1	2	3	4
区分	栄養成分表示	野菜たっぷりメニュー	ヘルシーメニュー	栄養情報提供・ヘルシーオーダー対応
メニュー				
弁当		 データ提供	 データ提供	